

# 身体拘束等の適正化のための指針

## 1. 基本方針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。安芸高田市医師会訪問看護ステーション（以下、事業所）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・看護の実践に努めるために、本指針を定めるものとする。

## 2. 身体拘束の対象となる行為

介護保険指定基準において禁止の対象となる行為は以下のとおりである。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力がある人の、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 3. 身体拘束がもたらす3つの弊害

### 1) 身体的弊害

身体機能低下や、拘束している部分が圧迫し褥瘡が発生するリスクがある。また食欲低下・心肺機能低下・免疫力低下等の内的な弊害がもたらされる。

### 2) 精神的弊害

利用者や利用者家族（以下、利用者等）に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛、さらに人

間としての尊厳を侵すことになる。また身体拘束により認知症が悪化し、せん妄等を併発させる可能性がある。

### 3) 社会的弊害

事業所等に対する不審感や偏見をもたらす恐れがある。また心身機能が著しく低下した場合、生活の質の低下を招くだけでなく、これまで以上に医療的処置が必要になり、家族への経済的負担にも影響をもたらす。

## 4. 身体拘束適正委員会の設置

事業所では身体拘束等の適正化に取り組むため、身体拘束適正委員会（以下、委員会）を設置する。なお、委員会は「虐待防止検討委員会」と一体的な設置運営とする（「高齢者虐待防止のための指針」参照）。

### 1) 委員会の役割

委員会の開催にあたっては、月1回開催の運営会議内で定期的（年2回以上）に、かつ必要な場合に招集し、以下の内容について検討し、結果を職員に周知する。

### 2) 委員会の責務

- (1) 身体拘束事例の集計・分析と、適正性と適正化策を検討
- (2) 適正化策を講じた後、結果について検証

※ 地域包括支援センターの社会福祉士等と適宜、情報共有する

## 5. 身体拘束発生時の対応

身体拘束を行わないことが原則であるが、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、以下の3要件すべてを満たし、かつ、それら要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているものに限ることとする。

### 1) 身体拘束を行う場合の3要件

#### (1) 切迫性

利用者の生命、身体または権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### (2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと

#### (3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 2) 身体拘束を行う場合の手続き

3要件を満たす場合であっても、以下の点に留意するものとする。

#### (1) 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ①やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会等で協議し組織として慎重に検討し決定する。
- ②身体拘束を行う場合は、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。委員会等で身体拘束の原因となる状況を分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や、目標とする解消時期等を決定する。

#### (2) 利用者等への十分な説明

- ①身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で利用者等に対し事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束期間等を説明し十分な理解を得る。
- ②事前に利用者等に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で個別に説明し理解を得る。

#### (3) 市、関連機関等への報告・相談等

- ①身体拘束を行う場合は、関係機関等と連携し、支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。
- ②行政機関に報告・相談等することにより、組織的な虐待防止及び身体拘束等の防止を推進する。

#### (4) 身体拘束等に関する事項の記録

- ①身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等、必要事項を記録する。
- ②緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者等に報告し記録する。
- ③具体的な記録は「緊急やむをえない場合の身体拘束等に関する経過・検討記録」を使用し、定期的にカンファレンスを開催、日々の心身の状態等の観察記録や拘束の必要性・方法等の検討内容を記録し、職員や多職種、家族等の間で情報共有する。
- ④各記録は利用者のサービスが終了した日から5年間保管する。

### 3) 職員の責務

- (1) 利用者が主体的に行動し、尊厳のある生活を送られるよう支援する
- (2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない
- (3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める

## 6. 指針の閲覧

「身体拘束等の適正化のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるように

する。またホームページ等にも公表し、利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## **附則**

この指針は、令和6年4月1日より施行する。